

# 論文の和文要旨

氏名 \_\_\_\_\_ 尾川 翔大 \_\_\_\_\_

(博士論文の題目)

政党内閣期における運動競技の政策的動向に関する史的研究  
—文部省の閣僚および官僚に着目して—

(博士論文の要旨)

本研究の目的は、政党内閣期（1924—1932）における政策の基本的な方針を踏まえ、当該期の運動競技（＝スポーツ）をめぐる文部省の組織と主導者を中心とし、その政策的動向を辿ることで、運動競技がどのように意味づけられていくのかを明らかにすることである。この時期の運動競技の政策に関する組織の再編と展開は、今日に至る日本のスポーツ政策が、文部科学省の下、教育的枠組みで行われるようになる分水嶺であったと考えられる。

先行研究の検討では、まず、1960年代中期以降にスポーツが世界的な規模で隆盛し学問の対象となる中、日本において研究対象が学校体育史からスポーツ史へ拡張したこと、および、第一次世界大戦以降、スポーツが社会政策上の問題になることを指摘した。そして、関連する従前の諸研究の成果とともに課題や問題点を指摘したうえで、それに応じる3つの分析視角を提示した。それは、第1に当該期の政治体制として政党内閣に着目すること、第2に閣僚および官僚として文部大臣と文部省学校衛生課長・体育課長の経歴や経験に着目すること、第3に政策の受容者であるスポーツ界の評価を動的に捉えることである。

第1章では、政党内閣期における行財政整理と運動競技の所管問題について論じた。1920年代に運動競技が政策的対象とされていく中で、その主務官庁は、文部省と内務省のいずれであるのか、という問題が顕在化した。それは、政党内閣による行財政整理に組み込まれていった。ここでは、運動競技について、文部省は教育的意義を主張し、内務省は保健的意義を主張した。行財政再編の主導的立場に就いた法制局は、運動競技を教育的なものとして捉え、それに関する政策の主務官庁を文部省にすることを案出した。ここでの審議を経た1928(昭和3)年1月、運動競技の所管は文部省にすることに閣議決定された。これを契機に文部省は、これまでの学校衛生課を体育課へと改組し、運動競技に関する政策の組織を整備したのである。

第2章では、明治神宮大会における学生参加をめぐる諸問題を取り上げ、文

部省学校衛生課長・体育課長の北豊吉を中心にして論じた。この問題は、運動競技に関する政策の主務官庁をめぐる審議と表裏の関係にある。1926（大正 15）年 6 月、文部省は、内務省が開催する第 3 回明治神宮大会に対して学生の参加を禁止する旨を通達した。その過程で、運動競技団体の関係者を中心として新たに設立された明治神宮体育会が、明治神宮大会を主催することになった。明治神宮体育会は、明治神宮大会への学生参加を求めて文部省と交渉するが、これに教育的立場から一貫して反対したのは北豊吉であった。これによって、文部省とスポーツ界の対立関係が生まれていった。

第 3 章では、浜口雄幸内閣の社会政策と文部省の運動競技に関する政策について、文部大臣の小橋一太を中心にして論じた。文部省とスポーツ界の対立関係が変化する起点は、1929（昭和 4）年 7 月、浜口内閣の組閣に伴い文部大臣に小橋一太が就任してからである。小橋は、閣僚として浜口内閣の政策方針を踏まえ、それと連動する社会政策を具体化していった。明治神宮体育会は、学生参加問題の解決に向け、依然として主張を変えない北ではなく小橋と直接交渉をした。小橋は運動競技の教育的意義を主張しつつ、学生参加問題は小橋の主導により明治神宮体育会の主張にある程度沿う形で収束した。これによって、小橋はスポーツ界にとどまらず、多方面からの支持を獲得した。小橋はこれを皮切りに、立て続けに運動競技に関する政策を刷新していくのである。その際、小橋は、内務官僚あるいは政治家としての自らの顕著な経歴や経験を活かしたと考えられる。

第 4 章では、体育運動審議会設置の意図について、北の次に文部省体育課長に就任した山川建を中心にして論じた。1929（昭和 4）年 10 月、山川は、小橋の人事異動によって文部省体育課長に就任した。山川は小橋と同様に内務官僚の経歴を備えていた。山川は、文部省とスポーツ界の対立関係を解消するために奔走した。小橋と山川の主導により、1929（昭和 4）年 11 月に設置された体育運動審議会は、文部・内務官僚やスポーツ団体の関係者を中心として構成されていた。体育運動審議会は、スポーツ界の主張を軸として進められていった。小橋と山川は、スポーツ界の主張を利用しながらスポーツ界の支持を獲得していったのである。これは大衆操作であり、内務省の十八番である。それは、多くの人々を動かすための下地である。

以上の各章の検討から、次のように結論づけられる。政党内閣期における運動競技に関する政策は、政党内閣による政策の方針に影響を受けつつ、その中心には文部大臣や文部官僚がおり、彼らは自らの経歴や経験を活かして運動競技に関する政策に携わっていたのであり、その中で教育的価値が付与されていたと考えられるのである。